資料１５－４－１

海上保安業務（防災等の危機管理関係）における衛星の活用について

１　ヘリコプター撮影画像伝送装置

不審船事案、地震、津波災害等の大規模自然災害発生時等の大規模海難発生時において、迅速かつ的確な対策を実施するため、ヘリコプターから撮影した現場画像をリアルタイムで本庁及び官邸等に伝送することを目的として、ヘリコプター撮影画像伝送システムの整備を進めている。

システムの概要としては、ヘリコプターで撮影した動画像をヘリコプターに搭載の機上装置を使用して巡視船に搭載した船上型又は陸上の固定型若しくは可搬型装置に伝送し、受信した各装置からさらに衛星を経由して、本庁及び官邸等に配信する構成となっている。

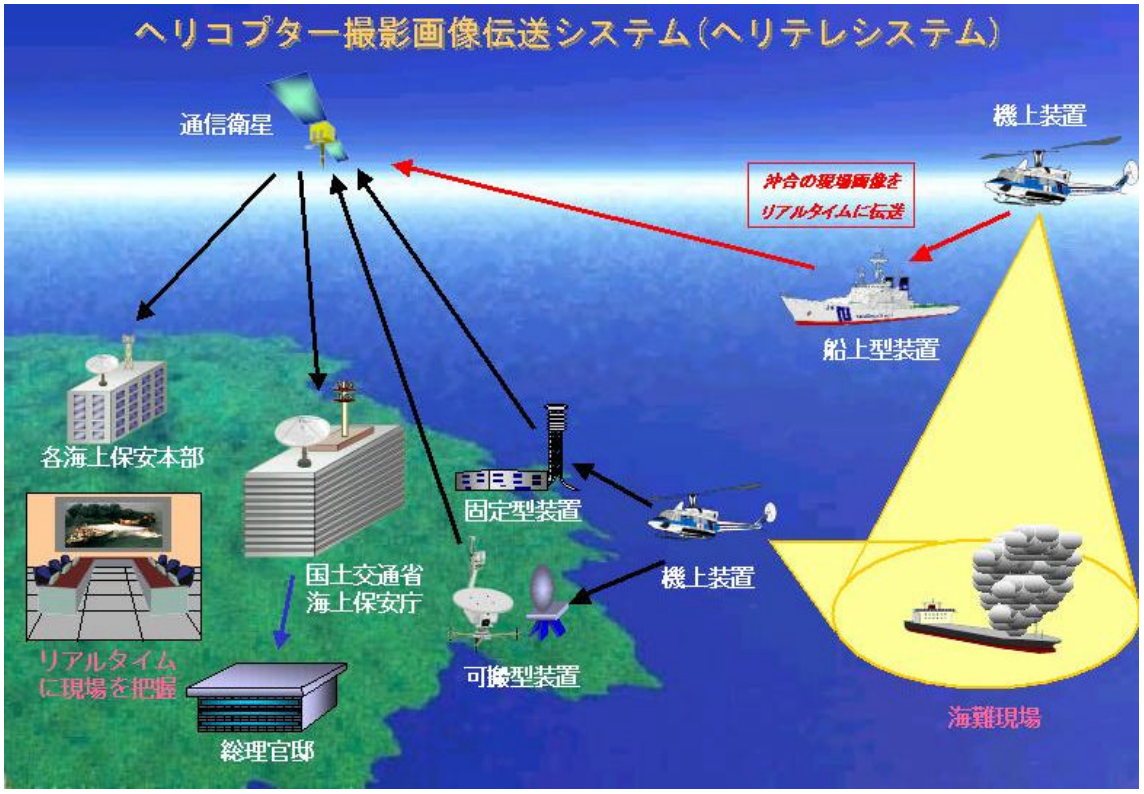

２　コスパス・サーサットを利用した船舶保安警報について

平成１４年１２月に国際海事機関（ＩＭＯ）において海上人命安全条約（ＳＯＬＡＳ条約）（付属書）が海事分野におけるテロ対策のため改正され、その改正点の一つとして、国際航海に従事する船舶に船舶保安警報装置（船舶の保安が脅かされた際に当該船舶の登録国に保安警報を通知するもの）の設置が義務付けられた。

コスパス・サーサット（政府間機関）は、従来から船舶の救難信号等を陸上等に通知するための衛星通信システムを運営しているが、平成１５年１０月に開催された理事会で、同衛星通信システムに改正ＳＯＬＡＳ条約に基づ

く保安警報を伝達する手段の一つとしての機能を持たせることを決定した。

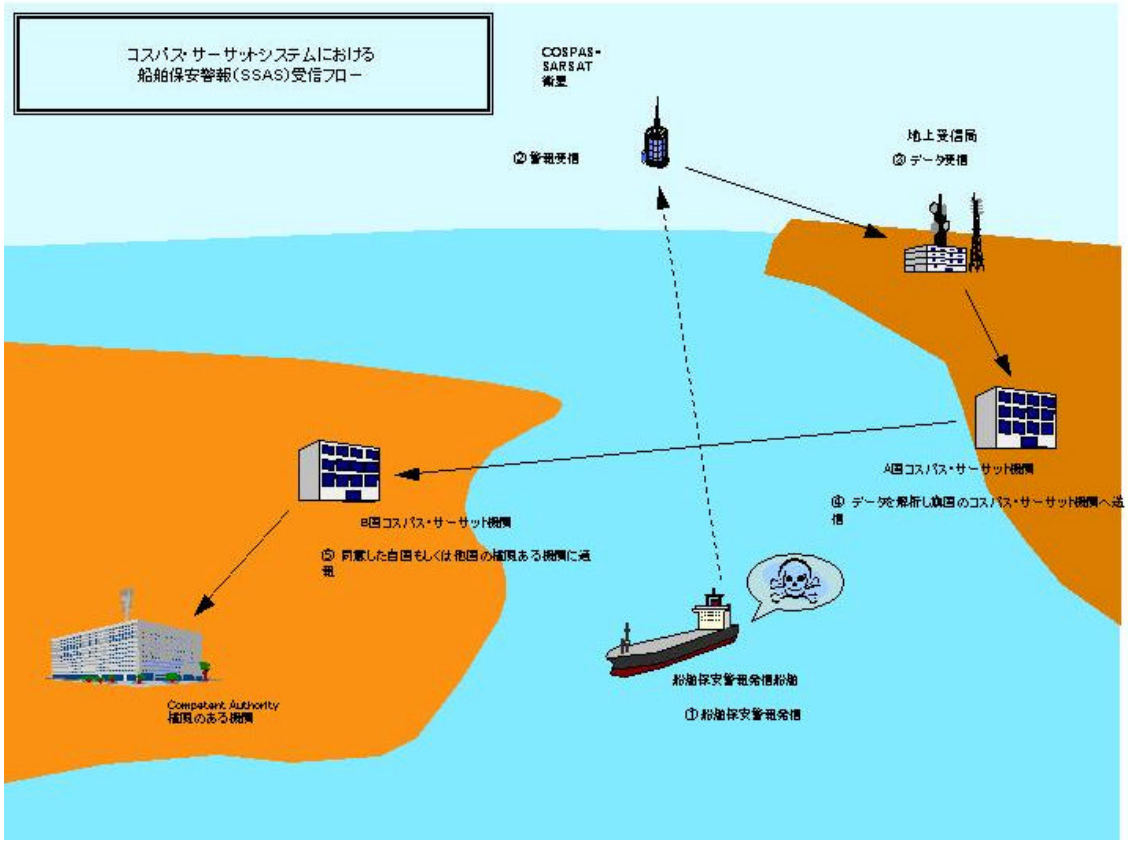

（参考）コスパス・サーサットの概要

コスパス・サーサットは、南北両極近傍を通過して地上約 1000Km を周回飛行する複数の極軌道衛星（COSPAS（露）、SARSAT（米））及び複数の静止軌道衛星（GEOS（米）、INSAT（印）、MSG（EU））とそれらからの電波を受信して各国に配送する地上設備を運営して、船舶、航空機の遭難事故の際の遭難通報を人工衛星を使って通知するシステムを運用する政府間機関。衛星を運用する米露仏加間の協定と地上設備の運用に関する協定（我が国は平成５年に締結）に基づき設置運営されている。本部はロンドン。日本は、海上保安庁が地上受信局及びデータ集配基地を設置して、コスパス・サーサットに参画している。